

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業について御殿場市で定める事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

印野村

(イ) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(10)に基づき、静岡県知事が指定した地域

玉穂村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、協定の対象となる農用地、水路及び農道等についての管理体制を定める。

ア 農用地等の管理

農用地について、集落協定参加者が協定に基づき農業者自ら、または集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制について、集落の代表者、会計担当、水路・農道管理担当等を置く。

3 対象者

対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者
- (2) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）
- (3) 農用地の所有者から作業や維持・管理を受託している者